

# 興行場営業許可申請等手引き

令和8年4月  
高崎市保健所

## 目次

1	興行場について	1
(1)	興行場の許可について	1
(2)	興行場とは	1
2	興行場の設置場所及び構造設備基準	1
3	興行場の措置基準	2
4	興行場営業許可申請	3
(1)	興行場営業許可までの流れ	3
(2)	事前相談	3
(3)	申請にあたって必要となる書類	3
(4)	審査手数料	3
5	興行場営業許可申請書等記載事項変更届	6
(1)	届出に必要な書類	6
(2)	興行場営業許可申請書等記載事項変更届記載要領	7
6	興行場営業停止・廃止届	7
7	興行場営業再開届	8
8	興行場営業者地位承継届（譲渡、相続、合併又は分割）	8
(1)	譲渡	8
(2)	相続	8
(3)	合併	9
(4)	分割	9

## 1 興行場について

### (1) 興行場の許可について

興行場を営もうとする者は、興行場法第2条第1項の規定により、市長の許可を受けなければなりません。

### (2) 興行場とは

映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設をいいます。

## 2 興行場の設置場所及び構造設備基準

法第2条第2項の興行場の設置の場所及び興行場の構造設備について公衆衛生上必要な基準については、高崎市興行場法施行条例第2条及び第3条で定められていますので、基準を遵守してください。

### 【設置場所】

設置の場所は、排水が良好な場所、防湿上有効な措置が講じられている場所等入場者の衛生に支障を来すおそれのない場所であること。

### 【構造設備基準】

窓その他の開口部には、ほこり、ねずみ、昆虫その他衛生上有害なものの侵入を防ぐための構造設備を有すること。

清掃及び排水が容易に行うことができる構造とすること。

観覧場(入場者が興行を見聞きする場所をいう。以下同じ。)は、食堂、ロビー、便所、売店等の用に供される場所(舞台等の興行に直接関係する場所を除く。)と隔壁等により区分すること。

興行場内は、入場者が容易に移動及び避難ができるよう適当な広さを有し、興行場内の天井は、興行目的に応じ、十分な高さを有すること。

#### <便所>

次に掲げるところにより設けること。

- ・ 男性用及び女性用に区分すること。
- ・ 観覧場が複数階に及ぶ場合は、各階ごとに設けること。
- ・ 出入口は、直接観覧場に開口されない構造とすること。
- ・ 床面及び床面から1メートルまでの高さの内壁は、不浸透性の材料を用いて築造され、清掃が容易に行うことができる構造とすること。
- ・ 便器は、陶磁器等の不浸透性の材料で造られていること。
- ・ 窓又は換気設備を設けた水洗便所とすること。
- ・ 清浄な水を供給することができる流水式給水栓を有する手洗い設備を設けること。

#### 【便所の数について】(「高崎市興行場法施行細則第6条」参照)

- ・ 便器は、次の左欄の定員に対し、右欄で定める数以上を設けること。

入場定員	入場定員に対する便器の数
100人以下	6
101人以上1,500人以下	6に入場定員が100人を超える部分につき、100人までごとに2を加えた数
1,501人以上2,000人以下	34に入場定員が1,500人を超える部分につき、200人までごとに3を加えた数
2,001人以上2,500人以下	43に入場定員が2,000人を超える部分につき、200人までごとに2を加えた数
2,501人以上	51に入場定員が2,500人を超える部分につき、200人までごとに1を加えた数

<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性用便器及び女性用便器の数は、おおむね同数とすること。</li> <li>・男性用大便器は、少なくとも小便器5個以内ごとに1個とすること。</li> </ul>
<b>喫煙室を設ける場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・煙が喫煙室以外の場所に流入しない構造とすること。</li> </ul>
<b>空気環境に係る構造設備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生的空気環境を確保することができる機械換気設備(空気を浄化し、その流量を調整して供給又は排出することができる設備をいう。以下同じ。)又は空気調和設備(空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調整して供給及び排出することができる設備をいう。以下同じ。)を設けること。</li> </ul>
<b>照明設備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・興行場内の床面において150ルクス以上の照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。</li> </ul>

### 3 興行場の措置基準

法第3条第2項の興行場営業を営む者が講じなければならない入場者の衛生に必要な措置の基準については、下記のとおり高崎市興行場法施行条例第4条で定められていますので、基準を遵守してください。

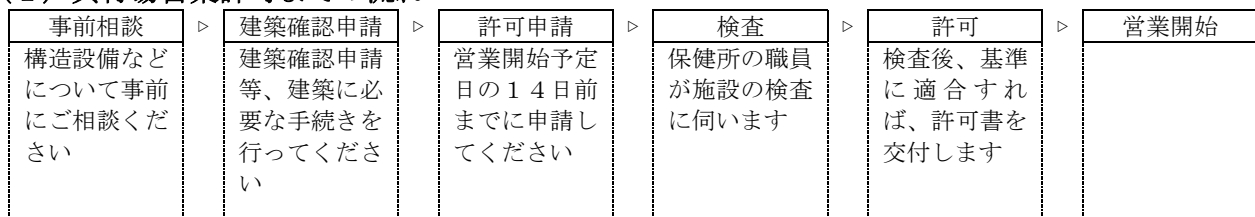
#### 【衛生措置基準】

興行場及びその敷地内は、常に清潔を保持すること。
ねずみ、昆虫等の発生を防止し、及びその駆除を行うこと。
機械換気設備及び空気調和設備並びに照明設備は、定期的に点検し、保守すること。
排水設備等の機能を有効に保ち、防湿に努めること。
<b>観覧場は、次に掲げる空気環境を確保すること。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・炭酸ガスの含有率は、100万分の1,500以下であること。</li> <li>・浮遊粉じん量は、1立方メートルにつき0.2ミリグラム以下であること。</li> <li>・空中落下細菌数は、座面で30個以内であること。</li> <li>・その他市長が必要と認めた事項について、市長が指定した基準</li> </ul>
空気環境に係る測定は、必要に応じて実施すること。
定員を超えて入場させないこと。

※ 上記の基準は概要です。事前相談時に、詳細な基準の確認をしてください。

## 4 興行場営業許可申請

### (1) 興行場営業許可までの流れ



### (2) 事前相談

営業しようとする施設の構造設備などが確認できる書類を持って、事前に相談してください。

- ※ 興行場に使用する建築物について、都市計画法における用途地域の制限を受ける場合や建築基準法及び消防法令の手続きが必要となる場合がありますので、別途、高崎市都市計画課（027-321-1269）、高崎市建築指導課（027-321-1271）及び管轄消防署へ事前に相談し、必要な手続きを行ってください。
- ※ 営業施設において食事を提供する場合は、別途、生活衛生課食品衛生担当（027-381-6116）へご相談ください。
- ※ その他の必要な手続き等については、別途確認の上、関係機関窓口へご相談ください。

### (3) 申請にあたって必要となる書類

提出書類		部数	注意事項
興行場営業許可申請書		1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。
添付書類	建物の配置図	1	敷地内における営業施設等の配置が確認できるものを添付してください。
	営業施設における構造設備の概要を明らかにした平面図	1	観覧場、便所、洗面所、調理場その他必要な施設を明示してください。
	定款又は寄附行為の写し	1	申請者が法人の場合のみ添付してください。
	他法令等に基づく許可書、認可書等の写し	1	検査済証（建築基準法）、消防法関係書類、農地転用許可指令書等の写しを添付してください。
	管理人の住所、氏名、生年月日を記載した書類	1	管理人を置く場合

### (4) 審査手数料

審査手数料として22,000円（仮設興行場の場合にあつては、8,000円）を申請の際に納付してください。

(5) 興行場営業許可申請書記載要領

様式第1号(第2条関係)

興行場営業許可申請書

令和8年4月1日

(宛先)高崎市長

申請者 住所 〒370-0829

高崎市高松町5-28

(ふりがな) かぶしきがいしゃたかさきしねま

たかさき たろう

氏名 株式会社高崎シネマ 代表取締役 高崎 太郎

年 月 日生

〔 法人にあっては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名 〕

電話番号 027-381-6116

次のとおり興行場の営業の許可を受けたいので、高崎市興行場法施行細則第2条の規定により申請します。

興行場	(ふりがな) 名称	しねまたかさき シネマ高崎
	所在地	〒370-0849 高崎市八島町123 電話027(123)1234
営業の種別	映画	演劇・音楽・スポーツ・演芸・観せ物
定員		800人
営業開始予定年月日		令和8年4月30日
季節的又は一時的に営業を行う場合		年 月 日から 年 月 日まで
興行場営業施設の構造設備		裏面のとおりに記載
添付書類等		1 建物の配置図及び構造設備の概要を明らかにした平面図 2 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し 3 興行場の設置の場所又は構造設置が他の法令又は条例に基づき行政庁の許可、認可等を必要とする場合は、当該法令又は条例に基づく許可書、認可書等の写し 4 管理人を置く場合は、その者の住所、氏名及び生年月日を記載した書類

裏面

## 構造設備の概要

## 1 建物

様式	敷地面積	建築面積	延べ面積
鉄骨造 1階建	2000m <sup>2</sup>	1500m <sup>2</sup>	1200m <sup>2</sup>

## 2 観覧場

観覧場名 項目	シネマ1	シネマ2	シネマ3	シネマ4	
	階数(階)	1	1	1	1
観覧場床面積	300m <sup>2</sup>	200m <sup>2</sup>	300m <sup>2</sup>	200m <sup>2</sup>	
(人)定員	座席	195	195	195	195
	その他	5	5	5	5
	計	200	200	200	200

## 3 機械設備

換気設備	設備の種類	機械換気設備・ <b>空気調和設備</b>
	台数	10台
照明設備	床面の照度	10～2500ルクス

## 4 便所

項目	階	1階	階	階	階	階	合計
	男性用	大便器数(基)	10				
小便器数(基)		8					
女性用	大便器数(基)	16					
手洗い設備数(基)		10					
床面及び内壁の構造・材質		タイル、コンクリート					

## 5 喫煙室(喫煙室を設ける場合)

煙が喫煙室以外の場所に流入しない構造	
設置数	箇所

## 6 その他

	区分	貯水槽等の有無・容量	用途
使用水	<b>上水道</b> ・簡易専用水道・井戸水・その他( )	有・ <b>無</b> 容量 m <sup>3</sup>	施設内全て
	上水道・簡易専用水道・井戸水・その他( )	有・無 容量 m <sup>3</sup>	
排水	<b>公共下水道</b> 浄化槽( )	人槽) / 届出年月日	年 月 日

特記事項

## 5 興行場営業許可申請書等記載事項変更届

3の興行場営業許可申請書に記載した事項又は申請書に添付した図書の内容に変更が生じた場合は、10日以内に届け出てください。

### (1) 届出に必要となる書類

提出書類		部数	注意事項
興行場営業許可申請書等記載事項変更届		1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。
添付書類	平面図、概要書、他の法令又は条例に基づき行政庁の許可、認可等を要する場合は、当該法令又は条例に基づく許可書、認可書等の写し	1	構造設備を変更した場合に、変更内容を明らかにした図面等を添付してください。

(2) 興行場営業許可申請書等記載事項変更届記載要領

様式第8号(第5条関係)

興行場営業許可申請書等記載事項変更届

令和8年4月1日

(宛先)高崎市長

届出者 住所 高崎市高松町5-28  
氏名 株式会社高崎シネマ  
代表取締役 高崎 太郎

(法人にあつては、その名称、事務所所在地  
及び代表者の氏名)

電話番号 027-381-6116

次のとおり変更したので、高崎市興行場法施行細則第5条第1項の規定により届け出ます。

興行場	名称	シネマ高崎
	所在地	高崎市八島町123
変更年月日	令和8年3月31日	
変更事項	法人の名称・法人の事務所所在地・法人の代表者・ 構造設備・その他( )	
変更内容	高崎太郎から高崎次郎へ変更	
〈添付書類〉 1 興行場の構造設備に変更があった場合は、変更後の構造設備の概要を明らかにした平面図及び概要書 2 興行場の構造設備の変更により、他の法令又は条例に基づき行政庁の許可、認可等を要する場合は、当該法令又は条例に基づく許可書、認可書等の写し		

6 興行場営業停止・廃止届

営業を停止又は廃止したときは、10日以内に届け出てください。

提出書類	部数	注意事項
興行場営業停止・廃止届	1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。

## 7 興行場営業再開届

停止している営業を再開したときは、10日以内に届け出てください。

提出書類	部数	注意事項
興行場営業再開届	1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。

## 8 興行場営業者地位承継届（譲渡、相続、合併又は分割）

営業者について、譲渡、相続、合併又は分割による地位の承継があったときは、遅滞なく届け出てください。

### 届出に必要なとなる書類

#### (1) 譲渡

提出書類	部数	注意事項
興行場営業者地位承継届（譲渡）	1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。
添付書類 営業の譲渡が行われたことを証する書類	1	
添付書類 定款又は寄附行為の写し	1	届出者が法人の場合に添付してください。

※ 届出後、現地調査をさせていただきます。

#### (2) 相続

提出書類	部数	注意事項
興行場営業者地位承継届（相続）	1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。
添付書類 被相続人の戸籍謄本又は除籍謄本又は法廷相続情報一覧図の写し	1	被相続人の戸籍謄本又は除籍謄本に届出者及び他の相続人に係る記載がない場合、被相続人の改製原戸籍謄本も添付してください。 なお、届出者が被相続人の兄弟姉妹である場合は、届出者の親の除籍謄本及び被相続人の戸籍謄本又は除籍謄本を添付してください。
添付書類 相続人全員の同意書	1	相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

### (3) 合併

提出書類		部数	注意事項
興行場営業者地位承継届（合併）		1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。
添付書類	定款又は寄附行為の写し	1	合併後存続する法人又は合併により設立された法人のもの。

### (4) 分割

提出書類		部数	注意事項
興行場営業者地位承継届（分割）		1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。
添付書類	定款又は寄附行為の写し	1	分割により営業を承継した法人のもの。

**【問い合わせ】**

高崎市保健所 生活衛生課 環境衛生担当  
TEL 027-381-6116（直通）